

走行中の携帯電話の使用はやめましょう。

～11月1日から走行中の携帯電話・PHSの使用が禁止されます～

携帯電話は今では1人が1台持っている時代です。いつでもどこでも手軽に利用できるためどのような状況でも使用してしまいがちです。たとえば自動車の運転中に…

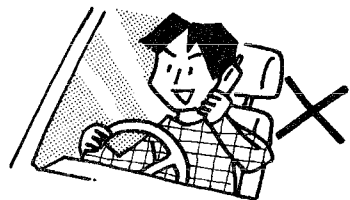
近年、自動車の運転中の携帯電話・PHSの使用による交通事故が増えています。こうした状況に対処するため、11月1日から携帯電話やPHSの走行中の使用が禁止されます。

運転中の携帯電話使用による人身事故が増加中

自動車運転中に、携帯電話やPHSなどを使用して発生した事故件数は、平成10年1年間で2,648件。負傷者数は3,814人、死者数は33人でした。(下表参照)

◇携帯電話使用中の人身事故発生状況

	平成9年	平成10年	増減率
発生件数	2,297	2,648	15.3%
死者数	25	33	32.0%
負傷者数	3,328	3,814	14.6%



自動車運転中の携帯電話の使用はやめて、安全運転を心がけましょう。

道路交通法が一部改正

平成11年11月1日から、道路交通法の一部が改正され、「携帯電話等の走行中の使用等の禁止」に関する規定が施行されます。自動車などの運転者は、携帯電話やPHS、自動車電話などを走行中に使用などしてはならない、というのが規定の主な内容です。

なお、規定に違反したことによって事故を起こしたり、事故を誘発するなどして道路交通に危険を生じさせた場合は、罰則・点数・反則金が課せられます。(下表参照)

◇「携帯電話使用等」違反の罰則・点数及び反則金

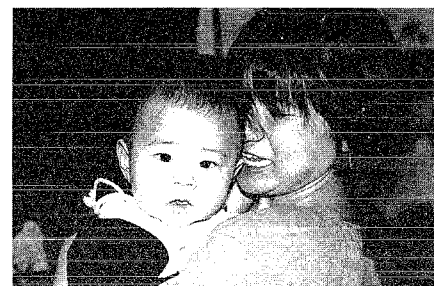
	罰則	違反点数	反則金
大型車	3ヶ月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	2点	12,000円
普通車			9,000円
二輪車			7,000円
原付			6,000円

あなたの子どもの命綱は大丈夫ですか？

～チャイルドシート等正しい着用と事故事例等の講習会開催！～

平成12年4月1日から施行されるチャイルドシート着用義務化に伴い、メーカーによる正しい着用と交通課長による事故事例及び適用除外事項等の講習会を次の日時に開催いたしますので多数の参加をお待ちしております。

- 日時 11月7日(日) 午後1時30分より
- 場所 新津市保健福祉センター1階
- 講習内容・メーカーによる各種シートの着装方法と効用等について
・幼児同乗中の交通事故実態と改正道路交通法適用除外事項等について



正しい着用で守ろう幼い命

白根地域広域事務組合職員(消防吏員)を募集します。

白根地域広域事務組合では平成12年度に採用する職員(消防吏員)採用試験を下記の要項により行います。

◎ 職種、受験資格及び採用予定人員

- 職種 消防吏員
- 受験資格

組合管内市町村(白根市、小須戸町、味方村、月潟村、中之口村)に本籍を有するもの又は居住する者で、昭和47年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校以上卒業又は卒業見込みの男子

- 採用予定人員 若干名

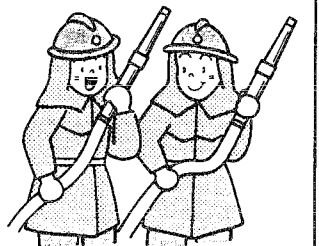
◎ 試験の日時、場所

- 【第1次試験】①筆記試験 平成12年1月23日(日)
受付開始 午前9時 試験開始 午前10時
- ②身体体力検査 平成12年1月28日(金)
受付開始 午後1時30分

【第2次試験】第1次試験合格者に対し、2月中旬頃口述試験を実施します。

【試験会場】白根市大字能登602-1

白根地域広域事務組合消防本部



◎ 申し込み方法

白根地域広域事務組合総務企画課総務係に用意してある受験申込書に必要事項を記入し、写真3枚を添えて同係へ提出してください。

◎ 申し込み受付期間

12月1日(水)から12月10日(金)までの上曜、日曜を除く午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、12月10日の消印まで有効)

◎ 採用予定年月日

平成12年4月1日

◎ 問い合わせ先

白根地域広域事務組合 総務企画課 総務係
白根市大字能登602-1 TEL 025-372-3110

福祉の職場相談

新潟県社会福祉協議会では、福祉の職場への就労希望者を対象に、仕事内容や必要な資格の取得方法、就職活動などについての相談に応じるとともに、人材を必要とする福祉施設等を対象に求人相談を行います。予約は必要ありませんので、お気軽にご利用ください。

- 日時 平成11年11月16日(火)
午前10時00分～午後3時00分
- 場所 五泉市福祉会館(五泉市大字太田1092-2)
- 対象 五泉地区の住民・福祉施設・社協
- 問い合わせ先 県社会福祉協議会内
福祉人材センター(TEL 025-281-5523)

延滞金の割合が変わります

延滞金及び還付加算金の割合について、今までは納期限の翌日から1ヶ月間は年7.3%の割合でしたが、当分の間、各年の前年の11月30日時点の公定歩合に年4%を加算した割合(上限は年7.3%)になります。

また、納期限から1ヶ月以上経過して納付した場合には、従来どおり1ヶ月を超えた日から納付日までの期間、年14.6%の割合で延滞金が計算されます。

なお、この割合は平成12年1月1日から適用されます。その他、ご不明な点がございましたら役場税務課までお問合せください。

マイホームを取得された方へ

～「住宅借入金等特別控除」のおしらせ～

住宅ローン等を利用してマイホームを取得したり増築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、居住した年から15年間(居住した年が平成10年以前の場合は6年間)、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

《所得税の軽減》

特別控除を受けるには確定申告が必要です。ただしサラリーマンの方は1年日に確定申告をすれば、2年目以降は年末調整によって控除を受けることができます。この場合、税務署から送付する控除関係書類及び金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を給与の支払者に提出してください。

また、マイホームの取得資金を父母等からもらったとしてもその額が300万円以下の場合には贈与税がかからないという特例もあります。

詳しくは、最寄りの税務署・税務相談室にお尋ねください。